



注 1

代理人による届出の場合には、代理権の所在及びその範囲を証する書面を添付して下さい。

注 2

届出に係る権利が地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の目的となっている土地の所有権である場合は、これらの権利の内容(存続期間、残存期間、堅固・非堅固の別、地代のほか権利設定にあたっての一時金の有無、増改築の禁止等の特約の有無、登記の有無等。)を記載して下さい。(必要に応じて、「その他参考となるべき事項」の欄の余白または別紙に記載して下さい。)

注 3

「工作物等に関する対価の額等」の欄には、消費税額(地方消費税額を含む。)に相当する額を含んだ額を記載して下さい。

注 4

届出に係る土地に関する権利の移転又は設定をする契約と一体と見なされる契約(土地に関する契約に付随し又は相当因果関係を有すると認められる支出を内容とする契約〈例:営業補償、移転料〉。)を行った場合には、その契約の内容を届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に記載して下さい。

記入上の注意

- ①※印のある欄には記載しないこと。
- ②「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ③「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- ④「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- ⑤「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあっては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあっては、樹種、樹齢等を記載すること。
- ⑥「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- ⑦「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載すること。
- ⑧「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地(農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く)以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記載すること。
- ⑨「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載すること。
- ⑩「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転または設定と併せて権利の移転または設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項その他を記載すること。